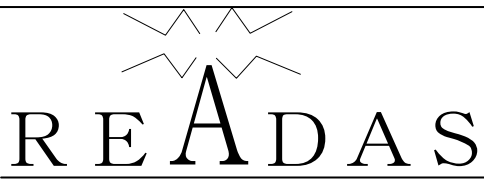


第 5386 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 1月14日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 無予告調査

Q：無予告調査はどのような場合に来るのですか。断ることはできないのですか？

A：合理的理由がないと断れません。

【解説】

無予告調査は、国税通則法74条の10において、納税者の申告もしくは過去の調査結果の内容又は国税庁等が保有する情報から、違法または不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ、その他調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（次のような場合）には、事前通知せずに税務調査ができる（合理的理由がある場合を除く）と規定しています。

- ① 不答弁、偽答弁、検査及び物件提示の拒否、妨害、忌避、改ざんした書類を提示・提出するおそれ
- ② 調査の実施を困難にすることを意図し逃亡するおそれ
- ③ 帳簿書類等の破棄、移動、隠匿、改ざん、変造、偽造するおそれ
- ④ 違法又は不当な行為の発見を困難にする状態を作出するおそれ
- ⑤ 従業員、取引先、第三者に対し、上記行為を行う又は調査協力を控えるよう要請するおそれ
- ⑥ 税務代理人以外の第三者が立会いを求めるなど調査遂行に支障を及ぼすおそれ
- ⑦ 電話等による連絡を拒否され又は応答がない場合
- ⑧ 事業実態が不明など、事前通知を行うことが困難な場合

